

編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

※受理番号	学校	教科	種目	学年
105-19	中学校	社会科	社会（公民的分野）	第三学年
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教科書名		
225 自由社	公民 225-92	新しい公民教科書		

<p>1. 編修の基本方針</p> <p>教育基本法第2条に規定してある教育目標の実現を目指し、これらの目標の実現に最も直接にかかわりのある社会科公民的分野において、教育基本法第5条及び学校教育法第21条に定める義務教育の目標も踏まえながら、最も容易に学習できて最も豊かな公民的資質が養えるように編修する。</p> <p>生徒の発達段階も考慮し、生徒が基礎的な意味を理解できるように基礎的事項を厳選し、そこから体系的に整理し再構成して、なおかつ主体的に学ばせることによって、最も高度にして深い公民的資質が養えるようにする。教育基本法に定める教育の目標及び中学校学習指導要領公民的分野の目標と内容にある諸規定については、最も密接にかかわる教科・分野の教科書として、可能な限り、教科書本文に直接の表現を取り入れ、これらの目標がより有効に実現できるようにする。</p>

2. 対照表		
図書の内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所
序章 現代日本の自画像	○章タイトルにあるように、現代日本の自画像を明らかにすることに留意しました。日本の特色は、平和な社会を築いてきたこと、経済大国・科学技術大国であること、文化大国であることを理解できるようにしました（第1号、第5号）	10～11頁
	○日本の文化伝統の中に、文化の調和と融合、社会の融和と連帯、勤労と勤勉、自然との共存があったことを学習できるようにしました。自然との共存という特色は、地球環境問題への取り組みに参考になることを知ることができるようにしました（第2号、第3号、第4号、第5号）。	12～15頁
	○文化の代表格として科学、芸術、宗教を取り上げました。それらについて敬意をもって根源的視点を学習できるようにするとともに、日本の科学、芸術、宗教の特色について学習できるようにしました（第1号、第4号、第5号）。	16～21頁

<p>第1章 個人と社会生活</p> <p>第1節 家族の中で育つ私たち</p> <p>第2節 地域社会と国家</p> <p>第3節 社会の中の決まり</p>	<p>○共同社会の典型である家族の役割、あり方について理解できるようにしました。家族生活においても「個人の尊厳」、「両性の本質的平等」、自他の敬愛と協力が重要であることを学習できるようにしました。そして、日本には、祖先を尊び家族を重んじ社会を重んじる伝統と文化のあることを知ることができるようにしました（第2号、第3号、第5号）。</p> <p>○家族に次ぐ共同社会である地域社会について基本的な説明を行い、公共の精神が重要であること、愛郷心が愛国心につながることを理解できるようにしました。そして、国家に対する国民の立場を、政治に参加する立場、政治に従う立場、政治から利益を受ける立場、政治から自由な自主独立の立場、という4つに整理して説明しました（第2号、第3号、第5号）。</p> <p>○社会ではしばしば対立が起こり争いが起こりますが、その時、主体的に合意を形成し社会の決まりを形成していく必要が生じます。合意や決まりを形成するには、基本的に公正と効率のバランスを見極めることが大切であることを理解させるように工夫しました（第1号、第3号）。</p>	<p>24～27頁</p> <p>28～33頁</p> <p>34～39頁</p>
<p>第2章 立憲国家と国民</p> <p>第1節 世界の立憲的民主政治</p> <p>第2節 日本の立憲的民主政治</p>	<p>○近代国民国家が防衛、社会秩序の維持、公共の福祉、国民の権利保障という4つの役割を持っていることを学び、国家は有益で大切にしなければならないことを理解できるようにしました（第2号、第5号）。</p> <p>○近代国民国家では、国家の4つの役割、特に国民の権利保障の役割を果たすために立憲主義が発達してきました。立憲主義について体系的に理解できるように工夫しました（第3号）。</p> <p>○合議の精神も含め、日本の政治的文化の伝統として権威としての天皇を中心にして政治が行われてきたことがあり、そのことによって国家を最も安定させる立憲主義が半ば自生的に育ったことを学習できるようにしました（第3号、第5号）。</p>	<p>44～47頁</p> <p>46～51頁</p> <p>54～57頁</p>

<p>第3章 日本国憲法と 立憲的民主政治</p> <p>第1節 日本国憲法の国家像</p> <p>第2節 議会制民主政治</p> <p>第3節 三権のはたらき</p> <p>第4節 地方公共団体の仕組み と課題</p>	<p>○日本国憲法の国家像を明らかにするために、第1条が規定する国民民主権と天皇の関係を明確にし、天皇に対する深い理解が得られるようにしました。また、憲法第9条と自衛隊について、深い理解を得られるように工夫しました。そして、経済活動の自由が精神の自由を支え、特に表現の自由が民主政治には不可欠であることについて理解できるようにしました（第5号、第2号）。</p> <p>○議会制民主政治と権力分立が極めて重要なものであること、議会制民主政治にとっては公正で偏りのない世論形成が大切なことを学び、メディアリテラシーを身に付けることが大切であることを学習できるようにしました（第3号）。</p> <p>○裁判、司法、裁判所について基本的なことを学習し、司法権の独立が重要なものであり、これが公正で厳正な裁判により正義の実現が行われることを保証するものであることを学習できるようにしました（第3号）。</p> <p>○自然災害が増えてきている日本では、防災に対する地方公共団体の役割が大きくなっています。防災に関する理解を深められるように工夫しています（第3号、第4号）。</p>	<p>66～69頁、82～85頁、 72～75頁</p> <p>86～87頁、92～93頁</p> <p>106～109頁</p> <p>116～117頁</p>
<p>第4章 国民生活と経済</p> <p>第1節 豊かさを生む経済の仕組み</p> <p>第2節 政府の経済活動</p> <p>第3節 幸せな経済生活</p>	<p>○経済の仕組みを体系的に提示し、経済活動における「労働」の意義を学習し、経済のマイナスの外部効果として環境破壊があることを学習できるようにしました（第2号、第4号）。</p> <p>○公共財について詳しく説明し、警察や国防なども公共財の一部であることを学習できるようにしました（第5号）。</p> <p>○働くこと及び「職業」の意味について深い理解に達するように説明を工夫し、環境保全のための法整備、及びその取り組みを学び、環境保全に寄与する態度を身に付けられるようにしました（第2号、第4号）。</p>	<p>122～125頁、129頁</p> <p>123頁、131頁、140頁</p> <p>146頁、158～159頁</p>

<p>第5章 国際社会に生きる日本</p> <p>第1節 国際社会の仕組み</p> <p>第2節 国際連合のはたらきと国際政治</p> <p>第3節 世界と日本の安全保障</p> <p>第4節 人類の未来と国際社会</p>	<p>○国際社会における国家とはどういう存在か説明し、国旗と国歌に対する敬愛が大切なものであること、北方領土問題と竹島問題という深刻な領土問題があることを理解できるようにしました。また、国際社会では、主権国家は国益を求めて対立し、対立を解消または緩和するために国際法や国際機構を形成して国際協調を図っていることを理解できるようにしました(第5号)。</p> <p>○世界平和を達成することを目的に作られた国際連合について、その仕組みと働きを体系的に理解できるように説明し、わが国が多額の分担金を支払いながら、旧敵国として扱われていることを理解できるようにしました(第5号)</p> <p>○集団安全保障、集団的自衛権、個別的自衛権の違いを明確化し、国際平和のためのわが国の努力を学習できるようにしました(第5号)。また、北朝鮮による日本人拉致犯罪の実態を詳しくとりあげ、国際正義と日本国家の一員としての自覚ができるようにしました(第3号)。</p> <p>○地球規模で、環境破壊、環境保全の問題が深刻になっていることを学習し、それが人類的課題であることを理解できるようにしました(第4号)。</p>	<p>166～171頁</p> <p>172～175頁</p> <p>176～179頁</p> <p>188～189頁、192～195頁、</p> <p>190～191頁</p> <p>204～205頁</p>
<p>終章 持続可能な社会を目指して</p>	<p>○わが国が日本型ODA等で経済的に国際貢献し、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与」してきたこと(第5号)、「人間の安全保障」を実現していくリーダーになっていくことができることを学習できるようにしました(第4号)。そして、持続可能な日本と世界を形成することが、世界の平和と人類の幸福につながり、世界に貢献することになるということを学習できるようにしました(第5号)。</p> <p>○自主的に作成し、行動することが必要な、レポート、卒業論文、ディベートについて学習し、能力を伸ばし、創造性を培い、自主的に行動する精神を身に付けることができるようにしました(第1、第2号)。ディベート実践例としては、環境問題に関するディベートをあげました(第4号)。</p>	<p>208～209頁</p> <p>211頁</p> <p>212～213頁</p> <p>214～223頁</p>

全体	①受身で学習するのではなく、積極的に、創造的に、実践的に、したがって自主的、自律的に学習するように、各章末に〈まとめと発展〉を置き、自ら表現し、自ら考え、自ら答えていく学習ができるようにしました。また同じことを目的に、各章に〈アクティブに深めよう〉を置きました（第2号）。	22頁、42頁、64頁、120頁、164頁、206頁、224頁 8～9頁、40～41頁、52～53頁、94～95頁、118～119頁、160～165頁、198～199頁、213頁
4. 上記以外の記載事項以外に特に意を用いた点や特色		
<p>(1) 生徒の発達段階を考え、基礎的事項をいっそう厳選し教えるべき教材をいっそう体系化し再構成することによって、最も容易に学ぶことができ、最も高度にして深い考え方、理解にたどりつけるようにしました。</p> <p>(2) 生徒の学習心理を考え、公民学習に重要なことは、複数の単元で重ねて学習し、理解を段階的に発展させて、そのことによってより深くより明瞭に学習できるようにしました。</p> <p>(3) 公民にとって重要な言葉については、適時、「ミニ知識」のコラムを設けて正確に解説し、生徒が公民にかかわる重要な言葉を正確に理解し、そのことによって、他の関連事項がいっそう容易に理解できるようにしました。</p> <p>(4) 発展的に学習して理解を深めることが必要なところでは、単元に準じた「もっと知りたい」という欄を設け、ものごとを根源的に考え、生徒の人間としての目覚めや生きる態度の形成に手助けをするとともに、そのことによって自主的に学習する態度を育て、さらに歴史的文化的背景や社会の仕組みについて興味をもって学ぶことによって、より高度により深い理解が得られるようにしました。</p> <p>(5) 各章の最後の「学習のまとめと発展」、及び終章のレポート、卒業論文、ディベート等において、生徒が、主体的に思考し、判断し、表現することによって、公民として必要な主体的、実践的な能力を伸ばしていくことができるようにしました。</p>		

編修趣意書

(学習指導要領との対照表、配当授業時数表)

※受理番号	学校	教科	種目	学年
105-19	中学校	社会科	社会（公民的分野）	第三学年
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教科書名		
225 自由社	公民 225-92	新しい公民教科書		

1. 編修上特に意を用いた点や特色

教育基本法第2条の教育目標及び学習指導要領社会科公民的分野の目標の達成のため、学習指導要領の定め出来る限り、忠実に編修した。基礎的理解の上に教材を体系化、再構成し、また、公民として重要な主題は、生徒の学習心理も踏まえ、段階をつけて重ねて学習するように編修した。

2. 対照表

図書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
この教科書で学ぶにあたって	目標(2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う	viii～ix 頁	1
序章 現代日本の自画像	内容A(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色 ・ア(ア) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。 ・イ(ア) 少子高齢化、情報化、グローバル化などが現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現すること。 ・ア(イ) 現代社会における文化の意義や影響について理解すること。 ・イ(イ) 文化の継承と創造の意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。	2～9頁 2～9頁 10～21頁 10～21頁	8

別紙様式第5-2号

<p>第1章 個人と社会生活 第1節 家族の中で育つ私たち</p> <p>第2節 地域社会と国家</p> <p>第3節 社会の中の決まり</p>	<p>内容A (2) 現代社会を捉える枠組み ○ア (イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等……について理解すること。</p> <p>○ア(イ)人間は本来社会的存在であることを基に、… …個人の責任について理解すること。</p> <p>○ア(ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、……契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。 イ(ア) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>	<p>24～27頁</p> <p>28～33頁</p> <p>34～41頁</p>	<p>10</p>
<p>第2章 立憲国家と国民 第1節 世界の立憲的民主政治</p> <p>第2節 日本の立憲的民主政治</p>	<p>○内容の取扱い(1)ア地理的分野及び歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、これらの分野で育成された資質・能力が、更に高まり発展するようにすること。</p> <p>○内容C ・(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ア(ア)人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。(イ)民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。 ・(2) 民主政治と政治参加 ア(イ)議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。</p> <p>○内容C(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ア(ア)人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。(イ)民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。(ウ)日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。(エ)日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位……について理解すること。</p>	<p>44～47頁</p> <p>46～53頁</p> <p>54～57頁、 60～61頁</p>	<p>10</p>

第3章 日本国憲法と立憲的 民主政治 第1節 日本国憲法の国家像	○内容C(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ・ア(ア)人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。(イ)民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。(ウ)日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則として いることについて理解すること。(エ)日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解すること。 ・イ(ア)我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。	66～85頁	23
第2節 議会制民主政治	○内容C(2) 民主政治と政治参加 ・ア(ア)国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。(イ)議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。 ・イ(ア)民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。	86～97頁	
第3節 三権のはたらき	○内容C(2) 民主政治と政治参加 ・ア(ウ)国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。	98～111頁	
第4節 地方公共団体の仕組みと課題	○内容C(2) 民主政治と政治参加 ・ア(エ)地方自治の基本的な考え方について理解すること。その際、地方公共団体の政治の仕組み、住民の権利や義務について理解すること。 ・イ(ア)民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。	112～117頁	

第4章 国民生活と経済 第1節 豊かさを生む経済の 仕組み	○内容B(1) 市場の働きと経済 ・ア(ア) 身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。(イ) 市場経済の基本的な考え方について理解すること。その際、市場における価格の決め方や資源の配分について理解すること。(ウ) 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。 ・イ(ア) 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること。	122～139頁	
第2節 政府の経済活動	○内容B(2) 国民の生活と政府の役割 ・ア(イ) 財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。 ・イ(イ) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。	140～145頁	
第3節 幸せな経済生活	○内容B(1) 市場の働きと経済 ア(エ) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神について理解すること。 イ(イ) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察し、表現すること。 ・(2) 国民の生活と政府の役割 ア(ア) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。 イ(ア) 市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。	146～159頁	19

<p>第5章 国際社会に生きる日本</p> <p>第1節 国際社会の仕組み</p>	<p>○内容D(1) 世界平和と人類の福祉の増大 ア(ア)世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土（領海、領空を含む。）、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。</p>	166～175頁	
<p>第2節 国際連合のはたらきと国際政治</p>	<p>○内容D(1) 世界平和と人類の福祉の増大 ア(ア)世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、……各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、……国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。</p>	176～187頁	
<p>第3節 世界と日本の安全保障</p>	<p>○内容D(1) 世界平和と人類の福祉の増大 ア(ア)世界平和の実現……のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、……国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。 イ(ア)日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p>	188～199頁	18
<p>第4節 人類の未来と国際社会</p>	<p>○内容D(1) 世界平和と人類の福祉の増大 ア(イ)地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。 イ(ア)日本国憲法の平和主義を基に、我が国の……国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p>	200～205頁	
<p>終章 持続可能な社会を目指して</p>	<p>○内容D(1) 世界平和と人類の福祉の増大 ・ア(イ)地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。 ・イ(ア)日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>○内容D(2) よりよい社会を目指して 持続可能な社会を形成することに向けて、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ・ア 私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を多面的・多角的に考察、構想し、自分の考えを説明、論述すること。</p>	208～213頁 214～223頁	7
		合計	96
		予備	4